

委員会提出第5号議案

大田区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年11月26日

大田区議会議長 鈴木 隆之様

提出者

議会運営委員長 伊佐治 剛

大田区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田区議会個人情報保護条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第54条中「実施」を「施行」に、「規則で」を「議長が別に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

条例の施行に当たって必要となる事項の決定についての委任に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。